

- 総務省では、安全・安心なクラウドサービスの利活用推進のため、2014年に「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を策定し、2018年に改定（第2版）。
- 今般、クラウドサービスを取り巻く環境の変化を踏まえ、クラウドサービスにおける責任分界のあり方や国際規格等との整合性の観点から、当ガイドラインの改定を検討し、「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第3版）」としてとりまとめた。

## 改定のポイント①

SaaS/PaaS/IaaSの特性や、クラウドサービス提供におけるクラウドサービス同士の相関性を踏まえた責任分界のあり方について追記

## 改定のポイント②

上述の責任分界に関する整理を踏まえ、

- ✓ SaaS/PaaS/IaaSを提供するクラウドサービス事業者で共通的に実施が求められる情報セキュリティ対策
- ✓ SaaSを提供するクラウドサービス事業者に実施が求められる情報セキュリティ対策
- ✓ PaaS/IaaSを提供するクラウドサービス事業者に実施が求められる情報セキュリティ対策

の3つのパターンに整理する形で当ガイドラインの章構成を見直し

## 改定のポイント③

国際規格（ISO/IEC27017:2016）やNIST SP800-53 rev.5において記載されているセキュリティ対策と整合性をとる形で、当ガイドラインに記載されているセキュリティ対策の内容を見直し

その他、上述の改定に伴い、読み手における読みやすさの観点で全体の構成を見直し

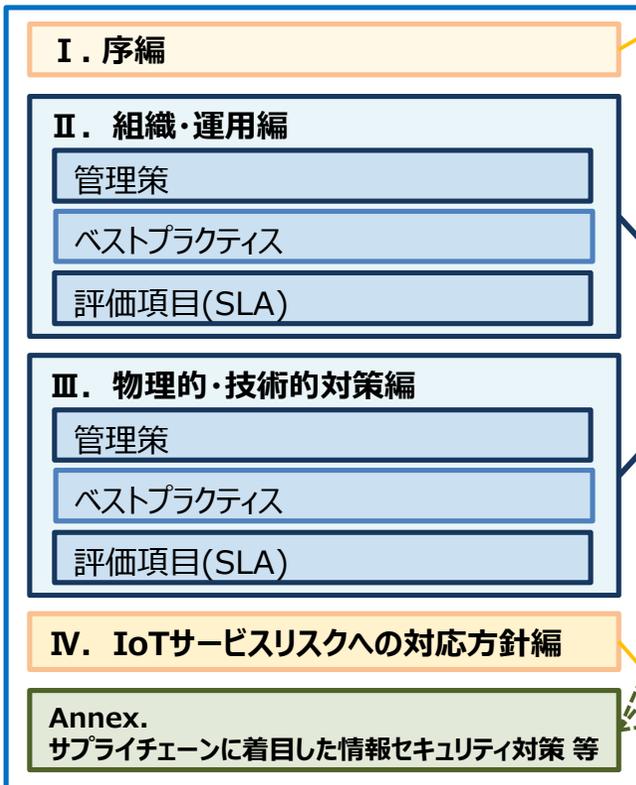
# クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドラインの改定の概要について

改定のポイント②  
構成の見直し

クラウドサービス提供における  
情報セキュリティ対策ガイドライン  
(第3版)の構成

改定のポイント①  
観点の追加(責任分界等)

クラウドサービス提供における  
情報セキュリティ対策ガイドライン  
(第2版)の構成



組織的・管理的なセキュリティ対策を記載

アプリケーション等に関連するセキュリティ対策を記載

改定のポイント③  
国際規格等との整合性



NWセキュリティや物理セキュリティ等、  
基盤に関連するセキュリティ対策を記載